

各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、病児・病後児保育事業を利用する多子世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 多子世帯 3人以上の児童を現に扶養する世帯をいう。
- (3) 病児・病後児保育事業 各務原市病児・病後児保育事業実施要綱（平成24年4月1日決裁。次条第1号及び第4条第1号において「実施要綱」という。）の規定により市が実施する事業をいう。
- (4) 実施施設 病児・病後児保育事業を行う施設をいう。
- (5) 広域利用をする者 市内に住所を有し、かつ、多子世帯に属する児童の保護者で、市が病児・病後児保育事業実施施設の広域利用に関する協定を締結した他の市町村（第4条第2号において「協定市町村」という。）の実施施設において病児・病後児保育事業を利用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 実施要綱第10条第3項の規定により同条第1項の費用を徴収しない市内の実施施設（以下「市内の実施施設」という。）
- (2) 広域利用をする者。ただし、第5条第2項の規定による申請をする時点において、当該広域利用をする者又は当該広域利用をする者と同一の世帯員が市税を滞納しているときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の実施施設 実施要綱第10条第3項の規定により徴収しなかった同条第

1 項の費用の全額

(2) 広域利用をする者 協定市町村の実施施設に支払った病児・病後児保育事業の利用料（飲食物に係る費用及び消耗品の購入に係る費用を除く。次条第2項において「利用料」という。）の全額

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市内の実施施設は、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする広域利用をする者は、多子世帯病児・病後児保育事業実施施設の広域利用による利用料無料化事業補助金交付申請書（様式第1号の2）に利用料に係る領収書を添えて、次の各号に掲げるいずれかの期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 病児・病後児保育事業を利用した日から当該利用日の属する年度の1月末日まで

(2) 病児・病後児保育事業を利用した日の属する年度の翌年度の4月1日から1月末日まで

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた市内の実施施設は、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金交付請求書)

第8条 規則第13条の規定により補助金の額の確定通知を受けた市内の実施施設は、速やかに多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた広域利用をする者は、多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付請求書を当該決定を受けた日の属す

る年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(手続の省略)

第9条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた広域利用をする者については、規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に病児・病後児保育事業を利用するものから適用する。

附 則 (平成30年3月7日決裁)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則 (令和4年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金の交付の決定通知を受けたものについて適用する。

附 則 (令和7年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定は、令和6年度以後に利用した病児・病後児保育事業に係る多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金（以下「補助金」という。）について適用する。
- 3 改正後の第8条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定を受けた

補助金について適用し、同日前までに交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

実施施設名

所在地

代表者

各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 算出根拠

（1）各務原市病児・病後児保育事業実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日決裁）第 10 条第 1 項の費用（次号において「費用」という。） _____ 円（A）

（2） _____ 年度において各務原市病児・病後児保育事業実施要綱第 10 条第 3 項の規定により費用を徴収しない児童の延べ人数（見込み） _____ 人（B）

（3）交付申請額＝（A）×（B）
＝ _____ 円

様式第1号の2（第5条関係）

多子世帯病児・病後児保育事業実施施設の広域利用による
利用料無料化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住 所

利用者（保護者）氏名

電 話

各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。なお、市が市税の納付状況（同一世帯を含む。）について、閲覧・調査・確認することに同意します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 児童の氏名等

児童氏名	生年月日	利用日

（利用の有無にかかわらず、扶養する全ての児童について記入すること。）

3 添付書類 病児・病後児保育利用料領収書

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金については、次のとおり決定したので、各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

交 付 ・ 不 交 付 の 別	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 場 合 の 理 由	
備 考	

様式第3号 (第7条関係)

多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

実施施設名

所在地

代 表 者

各務原市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して実績報告をします。

記

1 実績報告額 _____ 円
(交付決定額 _____ 円)

2 算出根拠

(1) 各務原市病児・病後児保育事業実施要綱（平成24年4月1日決裁）第10条第1項の費用（次号において「費用」という。） 円（A）

(2) 年度において各務原市病児・病後児保育事業実施要綱第10条第3項の規定により費用を徴収しなかった児童の延べ人数 人 (B)

(3) 実績報告額＝(A)×(B)
＝ 円

